

高岡市創業者支援センター工場棟 分譲要領

1. 分譲区画及び分譲価格

区画	所在地 (高岡市下伏間江)	土地			建物		土地建物 合計価格
		地目	地積	価格	延床面積	価格	
2号棟	102番地12	宅地	367.11㎡	6,570,000	165.00㎡	8,530,000	15,100,000

2. 分譲物件の概要

- (1) 名称 高岡市創業者支援センター 工場棟
- (2) 所在地 高岡市下伏間江地内
- (3) 交通アクセス
- ・北陸自動車道高岡砺波スマートICから 約7.7km
 - ・能越自動車道高岡IC・国道8号(金沢方面)から 約6.2km
 - ・国道8号(富山方面)から 約5.1km
 - ・国道156号から 約3.5km
 - ・JR北陸新幹線・城端線新高岡駅から 約1.8km
 - ・伏木富山港から 約11km
 - ・富山きときと空港から 約24km
- (4) 物件概要
- ・用途区域 市街化調整区域(建ぺい率70%、容積率400%)
 - ・構造 鉄骨造平屋建
 - ・建物用途 工場(登記上は倉庫)
 - ・用水 高岡市上水道(メーター径φ25mm)
 - ・汚水排水 高岡市公共下水道
 - ・雨水排水 道路側溝、敷地内雨水調整池を經由して放流
 - ・電力 低圧供給100V~200V(高圧供給を要する場合は立地企業において電力会社とご相談ください)
 - ・ガス プロパンガス(立地企業においてガス会社とご契約ください)
 - ・通信 ブロードバンド対応(光回線またはCATV回線対応可)

3. 分譲条件

(1) 分譲要件

次のいずれにも該当していることが要件となります。

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者である者
- ② 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める製造業を営む者
- ③ 本件土地建物において、購入後3年間の事業継続を見込める者
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札の参加者の資格)に該当しない者
- ⑤ 次の申立てをしていない者
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て

エ 会社法(平成17年法律第86号)第511条に基づく特別清算開始の申立て

⑥ 次に該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下、「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団員等」という。)

ウ 暴力団または暴力団員等がその事業活動を実質的に支配していると認められる者

エ 暴力団または暴力団員等の活動について特別の利害関係を有する者

(2) 公害防止

操業に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の公害を防止するため、関係法令等の定めるところにより防除措置を講じていただきます。

(3) その他

① 土地建物とも現況有姿での引き渡しとなります。

② 本件土地にかかる土壤汚染調査及び建物にかかる耐震診断は未実施です。

③ 本件土地建物は製造業以外の用に供することはできません。

④ 仮契約締結後、富山県開発審査会において建築物の用途変更許可を経る必要があります。用途変更の許可が得られない場合は、仮契約は解除となります。

⑤ 売買代金の支払いは、売買契約の成立後、高岡市が指定する期日までに一括して納入していただきます。また、分譲手続きに必要な費用(移転登記費用、登録免許税、印紙代等)については、立地企業の負担とさせていただきます。

⑥ 分譲条件に定めのない事項、疑義が生じた事項については協議させていただきます。

4. 申 込 方 法

高岡市創業者支援センター工場棟分譲申込書に以下の関係書類を添付して提出してください。

関係書類

共 通 事業概要のわかる書類(企業パンフレット等)、事業経歴のわかる書類(「沿革」等)、前2期の決算関係書類、利用計画書

個人事業主 住民票、納税証明書(個人名義)

法 人 法人登記にかかる現在事項全部証明、定款、納税証明書(法人名義)

5. 分 譲 決 定

原則として先着順に申込書及び添付書類に基づく審査により分譲を決定し、土地建物売買仮契約を締結します。分譲申込みから物件の引渡しまでの手続きについては次のとおりです。

①分譲申込書の提出

②土地建物売買仮契約の締結

③建築物の用途変更許可申請、許可(富山県開発審査会の日程により必要期間が前後します)

④土地建物売買本契約の締結

⑤売買代金の一括支払い

⑥土地建物所有権の移転登記

⑦土地建物の引渡し

6. 申込・お問合せ先

(1) 分譲申込書の受付期間

令和6年1月15日(月)から随時(土・日・祝日・年末年始を除く)

※受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所・お問合せ先

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市役所4階 産業振興部産業企画課 新産業創出支援係

TEL: 0766-20-1395 FAX: 0766-20-1287

E-mail: sangyo@city.takaoka.lg.jp

※郵送又はメールによる申込も可能です(事前にご連絡をいただきますよう、お願いいたします)

※メールでの申込をされる場合には、必要事項を記載し、押印いただいた申込書を、PDFファイルで上記メールアドレスに送付してください(事前にご連絡をいただくとともに、後日、申込書の原本を提出いただく必要があります)。

【位置図】

至国道 8 号線
下田交差点

至新高岡駅

高岡市創業者支援センター

至高岡 IC

至富山市



【区画図】

